

ご存知でしょうか？

(労働編)

□の中に、○か×でお答えください。

[1問10点]

1	従業員の労働時間は、原則1日8時間を超えないようにしなければならない。	⇒	<input type="checkbox"/>
2	従業員を解雇する場合は、解雇予告を2週間以上前にする必要がある。	⇒	<input type="checkbox"/>
3	従業員が未成年の場合は、保護者(父母など)に給料を渡さなければならない。	⇒	<input type="checkbox"/>
4	労働時間が8時間を超える場合は、労働時間の途中で1時間以上の休憩を与えなければならない。	⇒	<input type="checkbox"/>
5	休日は、毎週少なくとも2日を与える必要がある。	⇒	<input type="checkbox"/>
6	年次有給休暇は、入社1年が経過すると初めて発生する。	⇒	<input type="checkbox"/>
7	年次有給休暇は、1年経過すると時効により消滅する。	⇒	<input type="checkbox"/>
8	午後10時から午前5時まで働いた従業員には、深夜労働に対する割増賃金を支払わなければならない。	⇒	<input type="checkbox"/>
9	常時5人以上従業員(パート含む)がいる会社は、就業規則を作成し、届けなければならない。	⇒	<input type="checkbox"/>
10	現在の山梨県の最低賃金は、1時間あたり988円である。	⇒	<input type="checkbox"/>

合計 _____ 点/100点

※各制度の原則的なことをクイズにしました。

例外や特例がある場合がございますので、詳しくは社会保険労務士にお問い合わせください。

あなたの職場のトラブル、あっせん申し立てをしてみませんか？

社労士会労働紛争解決センター山梨

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

お問い合わせはこちら

山梨県社会保険労務士会

TEL055-244-6064 FAX055-244-6065 ysr@dream.ocn.ne.jp

山梨県社会保険労務士会 県民の日無料相談会

令和6年11月17日(日)

回 答

1	○ 原則、1日8時間1週40時間(特例事業週44時間)を超えてはいけません。
2	× 少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金の支払いが必要です。
3	× 賃金を労働者の親権者や代理人に支払うことは賃金の直接払いの原則に違反します。
4	○ 1時間以上の休憩を労働時間の途中に与える必要があります。
5	× 毎週少なくとも1日、または4週を通じて4日以上の日を休ませなければなりません。
6	× 入社日から6カ月継続勤務し、8割以上出勤した場合に10日間発生します。
7	× 年次有給休暇は、2年間経過すると時効により消滅します。
8	○ 深夜労働に対しては、2割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。
9	× 常時10人以上の従業員(労働者:正社員、パート含む)がいる会社は必要です。
10	○ 原則、山梨県の最低賃金は、1時間あたり988円です。昨年より50円UPしました。

山梨県社会保険労務士会では定例の無料相談会を実施しています

☆ 支部の相談会 時間:午前10時~12時、午後1時~4時(予約不要。受付3時迄。日時場所は、変更される場合があります。)

開催日(令和6年度)	場 所	共 催	担当支部
毎月第2・第4日曜日	甲府市役所 4階相談室 a 甲府市丸の内1-18-1	甲府市産業部雇用創生課 055-237-5736	甲府支部
4~12偶数月 第1金曜日	南アルプス市役所 本庁舎 南アルプス市小笠原376	市民活動支援課 055-282-6493	巨摩支部
4・6・7・9・11・1・3月 第3木曜日 ※3月のみ3/27	富士川町役場 本庁舎 富士川町天神中条1134	富士川町 町民生活課 0556-22-7216	巨摩支部
5月16日、11月7日 2月20日	身延町中富総合会館 身延町切石360	身延町 総務課 0556-42-2111	巨摩支部
7月・9月・2月 第1金曜日	竜王北部公民館 研修室 甲斐市篠原2610	甲斐市市民活動支援課 055-278-1704	巨摩支部

☆ 【予約制】 総合労働相談所(TEL:055-244-6064)

日 時	場 所	お申し込み方法
日 : ご相談のうえ 時間 : 10:30~16:00	山梨県社会保険労務士会内 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	受付時間:平日午前9時から 午後5時まで

社会保険労務士は、法律で守秘義務が課されており、相談の秘密は守られます。